

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬などの支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬などを支給することが出来る。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。また、評議員会及び理事会にて書面又は電磁的記録により意思表示をした場合においても報酬は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第1に定める額
- (2) 賞与については別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、正規職員給与規程第13条の規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務の為出張をしたときは、出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げる。

(2) 賞与については毎年6月及び12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし、会議以外、法人及び施設業務の為の報酬は当月1日から当月末日までの締め切り期間とし、毎月10日とする。(支給日が休日にあたる時は、前日に繰り上げる)

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入により端数処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年2月4日制定、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

基本報酬の額	月額 375,000 円
--------	--------------

別表2（常勤役員等の賞与）

正規職員給与規程第13条に準ずる

別表3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	報酬	実費弁償
評議員会への出席	8,000 円／日額 4,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
理事長の命により上記以外の会議等への出席	8,000 円／日額 4,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円

（2）理事長

	報酬	実費弁償
理事会への出席	10,000 円／日額 5,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
上記以外の会議等への出席	10,000 円／日額 5,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	月 50,000 円＋（労働時間×2,000 円）	自宅からの距離（往復・k m）×23 円

（3）専務理事

	報酬	実費弁償
理事会への出席	8,000 円／日額 4,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
理事長の命により上記以外の会議等への出席	8,000 円／日額 4,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	月 50,000 円＋（労働時間×1,800 円）	自宅からの距離（往復・k m）×23 円

(4) 理事

	報酬	実費弁償
理事会への出席	8,000 円／日額 4,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
理事長の命により上記 以外の会議等への出席	8,000 円／日額 4,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	労働時間×1,500 円	自宅からの距離（往復・k m）×23 円

(5) 監事

	報酬	実費弁償
評議員会・理事会への 出席	8,000 円／日額 4,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
理事長の命により上記 以外の会議等への出席	8,000 円／日額 4,000 円／半日	自宅からの距離（往復・k m）×23 円
監査業務を行った場合	10,000 円／日額	自宅からの距離（往復・k m）×23 円